

○運輸省告示第340号

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第1条第1号の規定に基づき、運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離を次のように定めたので、公示する。

平成3年6月25日

運輸大臣 村岡 兼造

1 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業

| 運輸大臣が定める地域 | 運輸大臣が定める距離 |
|---------------|---|
| 1 北海道運輸局の管轄区域 | 2キロメートル（ただし、北海道運輸局長が土地の利用状況、事業の形態等を勘案してこれによることが困難であると認める場合にあっては、運行管理等により自動車の保管場所が確実に確保されるものとして北海道運輸局長が個別に認める距離） |
| 以下略 | 以下略 |

2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第13条第1項に規定する第2種利用運送事業

| 運輸大臣が定める地域 | 運輸大臣が定める距離 |
|------------|------------|
| 略 | 略 |

附 則

この告示は、平成3年7月1日から施行する。